

1. 件名：検査制度見直しに関する日本原子力研究開発機構等との面談

2. 日時：令和2年1月30日（木） 10：00～12：00

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B、C、D

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 高橋課長補佐

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官、関主任監視指導官、北村主任監視指導官、江田運転検査官

研究炉等審査部門 森光総括係長、川末主任安全審査官、堀内安全審査官、石井係長

核燃料施設審査部門 古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、永井主任安全審査官、有田安全審査専門職、上石安全審査官、田口上席安全審査官、宮坂安全審査専門職、古田安全審査専門職、桶谷上席安全審査官、田口輸送・貯蔵制度担当、松倉原子力規制専門員

日本原燃株式会社 安全・品質本部 部長 他8名

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 次長 他2名

三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 副部長

原子燃料工業株式会社 品質・安全管理室 参事 他1名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

保安全管理部 環境安全部部長 他1名

東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 原子炉管理部長補佐 他1名

東京都市大学 原子力研究所 所長・原子炉施設管理室長 他1名

立教大学 原子力研究所 保安監督者 他1名

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 原子炉担当部長 他1名

株式会社日立製作所 原子力事業統括本部 王禅寺センタ長 他1名

近畿大学 原子力研究所 品質保証責任者 他1名

京都大学 複合原子力科学研究所 准教授・中央管理室副室長

リサイクル燃料貯蔵株式会社 技術安全部 技術グループマネージャー

公益財団法人核物質管理センター 安全管理室長 他2名

日本核燃料開発株式会社 保安全管理部 工務グループリーダー他2名

ニュークリア・デベロップメント株式会社 安全管理室主幹 他1名

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安全管理グループ 副長

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 課長

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長

## 5. 要旨

- (1) 新検査制度の施行に伴い制定された「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」等を踏まえた保安規定及び施設管理に関する文書類について、今後の手続が円滑に進められるよう文書類の形式等を検討するため、原子力規制庁と事業者とで、意見交換を以下のとおり行った。
- (2) 原子力規制庁から、本年1月15日の面談後に原子力規制庁内から出された意見について紹介するとともに、個々の原子力施設での記載内容の適切性については、申請等を受けた時点で確認することを伝えた。
- (3) 日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から、配布資料（1）に基づき、新検査制度移行に向けた文書類の準備状況等について説明があり、実用炉において進められている検討状況も確認しつつ、制度移行後の運用について意見交換を行った。
- (4) 文書類に用いる用語については、原子力規制庁から、基本的には規則の用語に合わせた方が適切と伝えたことに対し、JAEAから、用語については各事業者に任せて欲しい旨の意見が出された。
- (5) 原子力規制庁から、保安規定における事業者検査の独立性に関する記載イメージについては、実用炉でのイメージも参考に、独立性を確保する考え方が明確となるようにする必要がある旨を説明し、事業者と認識を共有した。
- (6) JAEAから、法令類の改正内容が定まった際には説明会を実施して欲しいとの意見が出され、原子力規制庁から、パブコメを受けて変更した内容もあり、理解促進を図る必要があることから了解する旨回答した。
- (7) 原子力規制庁から、施設管理における重要度の高い設備として設定する際には、放射線業務従事者の被ばくの観点や、火災のリスク、臨界のリスク及び漏洩のリスクを考慮しつつ、施設の特徴に応じて設定することが必要である旨を伝えた。また、原子力規制庁から、施設管理目標は、重要度の高いシステムについての指標のほか、プラントレベルの指標を設定する必要がある旨伝えた。
- (8) 原子力規制庁から、技術基準要求の条項ごとの検査の扱いの整理について、定期事業者検査だけでなく使用前事業者検査も重要であり、使用前事業者検査の方法については、設計及び工事の計画の認可の申請の際に工事の方法の中で審査していくことになる旨伝えた。

(9) 原子力規制庁から、配布資料(2)で各核燃料施設等事業者が要望している面談については、情報共有の観点から本面談を要望に添ったものとして開催していること、施行までに可能な限り整理を進める旨を伝えた。

(10) 原子力規制庁から、今後、法改正を踏まえた設工認の記載イメージに関する面談についても実施する予定であることを伝えた。

## 6. 配布資料

(1) 核燃料施設等における新検査制度移行に向けた文書類の準備に関する合同面談(JAEA資料)

(2) 各種文書類の作業計画(案)(核燃料施設等事業者資料)